

# 奈良県営水道訓令第一号

水道局  
各課  
出先機関

奈良県水道局事務決裁規程（昭和四十二年四月奈良県営水道訓令甲第二号）の一部を次のように改正し、令和二年四月一日から施行する。

令和二年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

第三条第三号中「週休日の振替え等」を「週休日、勤務時間及び休憩時間」に改め、同条第十二号中「第十一号」を「前号」に改める。

第四条第一項第二号中「時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令」を「週休日、勤務時間及び休憩時間」に改め、同項第三号中「並びに週休日の振替え等」を削り、同項に次の一号を加える。

十一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の採用、退職、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項及び第十九条第一項の規定による休業の承認並びに地方公務員法第二十八条第二項第一号に掲げる事由に該当する場合の休職処分に関する事。

第四条第二項第十一号を削る。

第五条第三号中「時間外勤務、休日勤務、夜間勤務及び宿日直勤務命令」を「週休日、勤務時間及び休憩時間」に改め、同条第四号中「並びに週休日の振替え等」を削り、同条第八号中「（昭和四十六年法律第七十三号）」を削り、同条第十号中「一件千円」を「一件五千万円」に、「五千万円」を「一億円」に改め、同条第十三号中「前四号」を「第九号から前号まで」に改め、同条に次の一号を加える。

十七 会計年度任用職員の採用、退職、地方公務員の育児休業等に関する法律第二条第一項及び第十九条第一項の規定による休業の承認並びに地方公務員法第二十八条第二項第一号に掲げる事由に該当する場合の休職処分に関する事。

第六条中「第三条から前条まで」を「前三条」に改める。

第十条第二項中「第五条第三号及び第四号」を「第五条第二号及び第三号」に、「及び休日」を「、休日」に改め、「指定」の下に「並びに時間外勤務、休日勤務、夜間勤

務及び宿日直勤務命令」を加える。